

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年11月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000258号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000038号

### 第1 結論

昭和56年\*月から平成元年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年\*月から平成元年2月まで

私は、昭和55年4月に大学に入学し、平成2年3月に大学院を修了するまでの10年間は学生であった。

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、実家(A県B市C区内)の母に任せており、母から、「満額受け取れるように保険料を納めておいてあげるからね。」と言われたことを覚えている。

国の記録では、私は平成元年3月から国民年金に加入したことになっているが、学生時代の最後の1年間だけ加入しているのは不自然であり、几帳面な母がそれまで何もしなかったとは考えられないことから、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和55年4月から平成2年3月までの期間は学生であり、請求者の母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、平成元年3月22日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、その資格取得の入力処理は平成元年4月3日に行われていたことが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、B市C区を管轄するD社会保険事務所(当時)において、平成元年4月にB市C区へ払い出された国民年金番号であることが確認できる。

また、国民年金の任意加入被保険者資格は、加入手続を行った日に取得することとされており、遡って同被保険者資格を取得することができないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

加えて、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的

な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。